

多賀城市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年5月25日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- 1 監査の実施日 平成30年4月23日（月）
- 2 監査の範囲 平成29年度上水道部たな卸し資産の管理
- 3 監査の着眼点 たな卸資産が適切に管理及び保管されているか、かつ各種帳票が適正に作成されているかどうかを主眼として実施
- 4 監査の結果 別紙のとおり

平成30年4月実施 上水道部 定期監査結果（たな卸資産管理）

対 象	上水道部（たな卸資産の管理）
実 施 日	平成30年4月23日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	入出庫明細表における貯蔵品の入庫年月日について、検収日で記載すべきところ誤って納品日で記載していたものが見られた。